

# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

## 第17回会議資料



日 時：平成16年5月28日（金）午後2時から  
場 所：三崎町民会館 4階 大会議室

# 会 議 次 第

## 1 . 開 会

## 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

## 3 . 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ） （ ）

## 4 . 議 事

### 報 告

報告第29号 各小委員会報告について

### 協 議

#### < 継続協議 >

協議第34号 各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業（農業振興事業）の取扱いについて

#### < 新規協議 >

協議第36号 各種事務事業（各種福祉事業）の取扱いについて

協議第37号 各種事務事業（保育所運営事業）の取扱いについて

協議第38号 各種事務事業（人権対策事業）の取扱いについて

### その他

学校給食センターの改修等事業について

合併調印までのスケジュールについて

第18回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

## 5 . その他

## 6 . 副会長（伊方町長）あいさつ

## 7 . 閉 会

## 配布資料一覧表

	ページ
<b>(報告)</b>	
1. 報告第29号 各小委員会報告について	1
<b>(協議)</b>	
< 継続協議 >	
2. 協議第34号 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて	2
3. 協議第35号 各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて	
< 新規協議 >	
4. 協議第36号 各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて	3
5. 協議第37号 各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて	8
6. 協議第38号 各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて	11
<b>(その他)</b>	
7. 学校給食センターの改修等事業について	13
8. 合併調印までのスケジュールについて	15
9. 第18回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	17

# 報 告

報 告 第 2 9 号

## 各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成16年5月28日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井 上 善 一

# 資 料

ページ

1 . 住民小委員会

平成16年4月28日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

住民小委員会  
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成16年4月27日(火) 午後1時30分～1時50分
開催場所	伊方町民会館 3階 研修室1
出席者	委員 11名(欠席 1名) 事務局 4名(増田事務局長、坂本班長、山本班長、河上班長補佐)
【 審議の経過 】	
《 議 題 》	
<u>新町名称候補応募作品の懸賞の抽選について</u>	
新町名称の決定を受けて、応募作品の懸賞の抽選について審議を行い、公募の際に発表した賞・副賞を次のとおり贈呈することを決定しました。	
・名付け親大賞 「伊方町」に応募した人の中から1名に贈呈する。	
・名付け親賞 「伊方町」に応募した人の中から10名に贈呈する。	
・アイデア賞 小委員会における第2次審査にて選ばれた20作品(「伊方町」を除く。)を対象に、各1名(計20名)に贈呈する。	
なお、各賞の抽選につきましては、委員が公平公正に抽選を行い、別紙のとおり決定いたしました。	

## 新町名称候補応募作品懸賞の抽選結果

### 名付け親大賞 受賞者一覧

【受賞者: 1名】

番号	名称	よみかた	住 所	氏 名	備 考
1	伊方	いかた	西宇和郡伊方町川永田	稲月 忠男	

### 名付け親賞 受賞者一覧

【受賞者: 10名】

番号	名称	よみかた	住 所	氏 名	備 考
1	伊方	いかた	西宇和郡伊方町湊浦	平谷 敦	
2	伊方	いかた	西宇和郡伊方町湊浦	渡辺 澄子	
3	伊方	いかた	西宇和郡伊方町河内	山口 福美	
4	伊方	いかた	西宇和郡伊方町九町	井上 恵美子	
5	伊方	いかた	香川県木田郡牟礼町	稲月 稔	
6	伊方	いかた	徳島県阿南市津峰町長浜	安部 祥務	
7	伊方	いかた	伊方小学校 6年	中川 せきこ	
8	伊方	いかた	伊方中学校 1年	井上 愛穂	
9	伊方	いかた	伊方中学校 2年	大通 雅也	
10	伊方	いかた	伊方中学校 3年	前田 麻里	

### アイデア賞 受賞者一覧

【受賞者: 20名】

番号	名称	よみかた	住 所	氏 名	備 考
1	愛西	あいさい	西宇和郡三崎町井野浦	塩崎 とも子	
2	愛岬	あいさき	横須賀市小川町	山口 則彦	
3	愛西	あいせい	西宇和郡瀬戸町三机	井上 潤子	
4	いかた	いかた	西宇和郡伊方町仁田之浜	田中 伝恵	
5	伊瀬崎	いせざき	伊方中学校 2年	松下 元	
6	伊瀬岬	いせざき	西宇和郡瀬戸町大久	三好 明一	
7	愛波	えなみ	三崎高校 1年	宮部 くみ	
8	海望	かいぼう	西宇和郡瀬戸町大江	井上 修	
9	風岬	かざはな	西宇和郡三崎町二名津	浜西 岩三郎	
10	佐田岬	さだみさき	西宇和郡瀬戸町三机	二宮 道一	
11	十三里	じゅうさんり	西宇和郡三崎町与侈	荒川 斐	
12	西南	せいなん	九町小学校 6年	堀内 南	
13	西和	せいわ	西宇和郡瀬戸町川之浜	佐々木 保	
14	瀬戸	せと	伊方中学校 2年	末光 正則	
15	西伊予	にししいよ	西宇和郡伊方町伊方越	神野 裕	
16	西宇和	にしうわ	西宇和郡瀬戸町大江	藤村 泰昭	
17	媛西	ひめにし	西宇和郡瀬戸町三机	山本 政信	
18	媛岬	ひめはな	西宇和郡伊方町九町	阿部 積	
19	豊予	ほうよ	茨城県猿島郡猿島町沓掛	鎌田 豊美	
20	岬	みさき	西宇和郡三崎町二名津	筒井 長衛	

住所について、児童・生徒は応募時の在学名及び学年を掲載

協 議

## 継続協議

協議第34号

各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

協議第35号

各種事務事業（農業振興事業）の取扱いについて

平成 年 月 日 確認

平成16年4月27日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上 善 一

## 各種事務事業（各種福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（各種福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月28日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上 善一

### 各種事務事業（各種福祉事業）の取扱いについて

- 1 老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。
- 2 敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。
- 3 老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。
- 4 在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。
- 5 高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。
- 6 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。
- 7 出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。
- 8 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。
- 9 上記以外の福祉事業のうち、国や県の補助事業等については現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。  
また、町単独事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<p>1 老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。</p> <p>2 敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。</p> <p>3 老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。</p> <p>4 在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <p>5 高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。</p> <p>6 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <p>7 出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。</p> <p>8 はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。</p> <p>9 上記以外の福祉事業のうち、国や県の補助事業等については現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。また、町単独事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに調整する。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
老人クラブ活動費助成事業	<p>【伊方町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在会員数 2,100名</li> <li>平成16年度補助金の額 1,906千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ活動</li> <li>研修会等の文化活動</li> <li>地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会長1名、副会長2名、監事2名、幹事1名</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の単位老人クラブ数 25クラブ</li> <li>平成16年度補助金の額 -千円</li> </ul> <p>活動実績に応じて事業費補助金を支出</p>	<p>【瀬戸町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在会員数 846名</li> <li>平成16年度補助金の額 1,736千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ活動</li> <li>研修会等の文化活動</li> <li>地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会長1名、副会長2名、監事2名、部長4名</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の単位老人クラブ数 15クラブ</li> <li>平成16年度補助金の額 864千円</li> </ul> <p>町連合会から支出</p>	<p>【三崎町老人クラブ連合会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在会員数 1,280名</li> <li>平成16年度補助金の額 2190千円</li> </ul> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員相互の理解と親睦を図る。</li> </ul> <p>【活動内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ活動</li> <li>研修会等の文化活動</li> <li>地域の清掃等の奉仕活動</li> <li>郡連、県連の各種活動参加 など</li> </ul> <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会長1名、副会長3名、監事2名、女性部長</li> </ul> <p>【単位老人クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の単位老人クラブ数 25クラブ</li> <li>平成16年度補助金の額 1,290千円</li> </ul> <p>町連合会から支出</p>	<p>老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後すみやかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
敬老会行事助成事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の高齢者1人あたり、1,800円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高齢者、満100歳、白寿、米寿(県)</li> <li>80歳以上の長寿者、金婚夫妻、</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>70歳以上の高齢者1人あたり、1,500円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金婚夫婦、米寿(県)</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈する。</li> </ul> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>64歳以上の高齢者1人あたり、1,500円</li> </ul> <p>【記念品等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>満100歳以上、91歳以上、81歳以上の夫婦</li> <li>米寿(県)</li> </ul>	<p>敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区助成金 65歳以上1人あたり 1,800円</li> <li>各種祝品 100歳以上 5,000円</li> <li>満100歳 10,000円</li> <li>白寿 5,000円</li> <li>米寿 5,000円</li> <li>金婚夫婦 6,000円</li> <li>長寿者祝金 80~86歳 5,000円</li> <li>87歳以上 10,000円</li> </ul>
老人保護措置事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 5 施設 11名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 26,586千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町入所判定委員会 委員 9名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 2 施設 3名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 11,340千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸町入所判定委員会 委員 7名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している高齢者を福祉施設に入所させ、保護する事業。</li> </ul> <p>【措置人員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年4月現在 4 施設 11名</li> </ul> <p>【措置費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 26,260千円</li> <li>(負担割合:国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【入所判定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三崎町入所判定委員会 委員 6名</li> <li>委員の任期 2年</li> </ul>	<p>老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整する。</p> <p>(入所判定委員会については、合併後再編する。)</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
在宅介護支援センター 運営事業	<p>【名称】伊方町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】伊方町湊浦字古川861番地1</p> <p>【設置主体】伊方町</p> <p>【運営】(福)伊方町社会福祉協会へ委託</p>	<p>【名称】瀬戸町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町三机乙1087番地1</p> <p>【設置主体】瀬戸町</p> <p>【運営】(福)瀬戸町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【名称】在宅介護支援センター瀬戸あいじゅ (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町川之浜594番地</p> <p>【設置主体】(福)愛寿会</p> <p>【運営】(福)愛寿会</p>	<p>【名称】三崎町在宅介護支援センター (基幹型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】三崎町三崎 1700番地の16</p> <p>【設置主体】三崎町</p> <p>【運営】三崎町(直営)</p>	<p>在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営については、委託方式で統一する。</li> <li>・新町において基幹型支援センターを設置する必要があるが、当面は担当課に係を設置して調整、指導等を行い、地域の実情等を考慮したうえで基幹型支援センターの整備方針を策定するものとする。</li> </ul>
高齢者福祉給付金等 支給事業	<p>【名称】長寿祝金</p> <p>【目的】高齢者に祝金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上の者 8,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上86歳以下 5,000円</li> <li>・満年齢87歳以上の者 10,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・瀬戸町商品券にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上の者 5,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。</p> <p>(内容) 80歳～86歳 5,000円 87歳以上 10,000円</p>
生きがい活動支援通 所事業	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター(2施設)</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 3,200千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 800円</p>	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 3,186千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 990円</p>	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 0千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 1,100円</p>	<p>生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料は、介護保険の単価をもとに調整する。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
在宅介護支援センター 運営事業	<p>【名称】伊方町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】伊方町湊浦字古川861番地1</p> <p>【設置主体】伊方町</p> <p>【運営】(福)伊方町社会福祉協会へ委託</p>	<p>【名称】瀬戸町在宅介護支援センター (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町三机乙1087番地1</p> <p>【設置主体】瀬戸町</p> <p>【運営】(福)瀬戸町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【名称】在宅介護支援センター瀬戸あいじゅ (地域型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】瀬戸町川之浜594番地</p> <p>【設置主体】(福)愛寿会</p> <p>【運営】(福)愛寿会</p>	<p>【名称】三崎町在宅介護支援センター (基幹型在宅介護支援センター)</p> <p>【所在地】三崎町三崎 1700番地の16</p> <p>【設置主体】三崎町</p> <p>【運営】三崎町(直営)</p>	<p>在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営については、委託方式で統一する。</li> <li>・新町において基幹型支援センターを設置する必要があるが、当面は担当課に係を設置して調整、指導等を行い、地域の実情等を考慮したうえで基幹型支援センターの整備方針を策定するものとする。</li> </ul>
高齢者福祉給付金等 支給事業	<p>【名称】長寿祝金</p> <p>【目的】高齢者に祝金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上の者 8,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上86歳以下 5,000円</li> <li>・満年齢87歳以上の者 10,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・瀬戸町商品券にて支給</p>	<p>【名称】福祉給付金</p> <p>【目的】高齢者に給付金を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満年齢80歳以上の者 5,000円</li> </ul> <p>【支給方法】 ・現金にて支給</p>	<p>高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として、合併後すみやかに調整する。</p> <p>(内容) 80歳～86歳 5,000円 87歳以上 10,000円</p>
生きがい活動支援通 所事業	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター(2施設)</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 3,200千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 800円</p>	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 3,186千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 990円</p>	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の対象とならない閉じこもりや要介護状態になるおそれのある在宅高齢者に対し、デイサービス事業を通じて自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び介護予防を図る。</li> </ul> <p>【実施施設】 町デイサービスセンター</p> <p>【事業費支出見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度予算額 0千円 (負担割合：国 1/2, 県 1/4, 町 1/4)</li> </ul> <p>【利用料】 ・1日あたり 1,100円</p>	<p>生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら、新町において再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料は、介護保険の単価をもとに調整する。</li> </ul>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月25日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	各種福祉事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
出産祝金等支給事業	<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町出産祝金等支給事業</li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策及び定住人口の促進を図り、児童を養育する家庭の経済的安定に寄与すると共に、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として出産祝い金等を支給する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民登録されてから1年以上伊方町に居住し、永住を前提として3年以上の居住を確約する者であって、第3子以降の児童を養育している者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生時 出産祝金として 300,000円</li> <li>誕生日 満6歳までの毎誕生日に 100,000円</li> <li>義務教育修学就学時に 100,000円</li> </ul>	<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸町子育て奨励金支給事業</li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策として、児童を養育する家庭の経済的安定に寄与すると共に、児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として子育て奨励金を支給する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上瀬戸町に居住し、継続して町内に居住することが見込まれる者であって、第3子以降の児童を養育している者</li> </ul> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生時 一時金として 200,000円</li> <li>毎月 義務教育就学前の養育期間中 10,000円/月</li> </ul> <p>ただし、児童手当支給期間中は支給しない。</p>	<p>制度なし</p>	<p>出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。</p> <p>経過措置として、瀬戸町及び三崎町に居住する者で平成13年4月1日から新町発足までの間に第3子を出産し養育している者は、誕生日祝金及び就学祝金の支給対象とする。</p>
はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の健康保持増進と、福祉の向上を図ることを目的に、はり、きゅう又はマッサージ施術費用を助成する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に居住する満65歳以上の者</li> </ul> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施術に要した費用の2分の1相当額を限度として助成するものとするが、一人につき1日1回、1ヶ月に3回を限度として助成する。</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 3,000千円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の健康保持増進と、福祉の向上を図ることを目的に、はり、きゅう又はマッサージ施術費用を助成する。</li> </ul> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に居住する満40歳以上の者</li> </ul> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施術1回につき800円、一人につき年間12回を限度として助成する。(施術所で、利用券を提示して料金の割引を受ける。)</li> </ul> <p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度予算額 720千円</li> </ul>	<p>制度なし</p>	<p>はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者 町内に居住し、住民登録されている満40歳以上の者</li> <li>助成内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(金額) 40歳～64歳 1回につき 800円</li> <li>65歳以上 1回につき 1,500円</li> <li>(回数) 年間 24回まで</li> </ul> </li> </ul>

各種事務事業（保育所運営事業）の取扱いについて

各種事務事業（保育所運営事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月28日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（保育所運営事業）の取扱いについて

- 1 保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、国や県の補助金廃止の動向を踏まえ、新町において調整する。

施設の名称については、「保育所」に統一する。

新町において、保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討する。

保育料については、合併時に伊方町の例により統一する。

給食事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、保護者負担金については、合併時に統一する。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会提案	平成16年5月12日	合併協議会提案	平成16年5月28日
--------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	保育所(保育園)運営事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																														
	伊方町	瀬戸町	三崎町																															
保育料	<p>・平成16年度保育料の状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三歳未満児</td> <td>最低</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三歳以上児</td> <td>最低</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>33,000 円</td> </tr> </table> <p>2人目は半額、3人目以降は4分の1の額</p> <p>・16年4月分調定額 2,456,180 円</p>	三歳未満児	最低	4,500 円	最高	40,000 円	三歳以上児	最低	3,000 円	最高	33,000 円	<p>・平成16年度保育料の状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三歳未満児</td> <td>最低</td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三歳以上児</td> <td>最低</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>47,000 円</td> </tr> </table> <p>2人目は半額、3人目以降は4分の1の額</p> <p>・16年4月分調定額 972,500 円</p>	三歳未満児	最低	9,000 円	最高	60,000 円	三歳以上児	最低	6,000 円	最高	47,000 円	<p>・平成16年度保育料の状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三歳未満児</td> <td>最低</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>42,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三歳以上児</td> <td>最低</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>34,500 円</td> </tr> </table> <p>2人目は半額、3人目以降は4分の1の額</p> <p>・16年4月分調定額 1,154,370 円</p>	三歳未満児	最低	5,500 円	最高	42,000 円	三歳以上児	最低	4,500 円	最高	34,500 円	<p>・保育料については、合併時に伊方町の例により統一する。</p>
三歳未満児	最低		4,500 円																															
	最高	40,000 円																																
三歳以上児	最低	3,000 円																																
	最高	33,000 円																																
三歳未満児	最低	9,000 円																																
	最高	60,000 円																																
三歳以上児	最低	6,000 円																																
	最高	47,000 円																																
三歳未満児	最低	5,500 円																																
	最高	42,000 円																																
三歳以上児	最低	4,500 円																																
	最高	34,500 円																																
保育所給食	<p>【目的】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割をもたす。</p> <p>【概要】 献立作成は町の栄養士に作成を依頼し、保育所で調理する。米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。</p> <p>【給食費の保護者負担】 3歳未満児については、主食代を含む給食費の一部を負担する。(388円/食)</p> <p>3歳以上児については、主食を除く給食費の一部を負担する。(306円/食) 主食に係る費用は全額保護者負担。</p>	<p>【目的】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割をもたす。</p> <p>【概要】 献立作成は4園の調理師が作成し、その献立の把握を栄養士がする。米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。</p> <p>【給食費の保護者負担】 3歳未満児については、主食代を含む給食費の一部を負担する。(373円/食)</p> <p>3歳以上児については、主食を除く給食費の一部を負担する。(223円/食) 主食に係る費用は全額保護者負担 (700円/月)</p>	<p>【目的】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割をもたす。</p> <p>【概要】 献立作成は2園の調理師が作成し、その献立の把握を栄養士がする。米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。</p> <p>【給食費の保護者負担】 3歳未満児については、主食代を含む給食費の一部を負担する。(271円/食)</p> <p>3歳以上児については、主食を除く給食費の一部を負担する。(203円/食) 主食に係る費用は全額保護者負担。 (保護者会にて負担。)</p>	<p>・給食事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、保護者負担金については、合併時に統一する。</p>																														
保育所地域活動	<p>【名称】伊方町地域活動連絡協議会</p> <p>【目的】 家庭及び地域社会において、児童の健全育成を推進するため、お互いの連携を図り、心のふれあう豊かな地域づくりを進めることにより、児童の福祉向上に資する。</p>	<p>【名称】瀬戸町地域活動連絡協議会</p> <p>【目的】 家庭及び地域社会において、児童の健全育成を推進するため組織されたともしび母親クラブ等の連絡協調によるクラブ活動の促進を図り、以て児童の福祉向上に資することを目的とする。</p>	<p>【名称】三崎町地域活動連絡協議会</p> <p>【目的】 家庭及び地域社会において、児童の健全育成を推進するため組織されたともしび会、母親クラブ等の連絡協調によるクラブ活動の推進を図り、もって児童の福祉向上に資することを目的とする。</p>	<p>参考：公共的団体等の意向調査結果 「合併後、統合するよう努める。」との回答</p>																														

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月12日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	保育所(保育園)運営事業	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	1 保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、国や県の補助金廃止の動向を踏まえ、新町において調整する。 施設の名称については、「保育所」に統一する。 新町において、保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討する。 保育料については、合併時に伊方町の例により統一する。 給食事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、保護者負担金については、合併時に統一する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法																																										
	伊方町	瀬戸町	三崎町																																											
保育所(園)の設置	公立保育所 (5カ所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊方保育所</td> <td>120</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>九町保育所</td> <td>30</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>加周保育所</td> <td>30</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>豊之浦保育所</td> <td>30</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>大浜保育所</td> <td>30</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> 児童数は平成16年4月1日現在	保育所名	定員	児童数	伊方保育所	120	85	九町保育所	30	32	加周保育所	30	17	豊之浦保育所	30	6	大浜保育所	30	24	公立保育所 (4カ所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三机保育園</td> <td>45</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>塩成保育園</td> <td>30</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>川之浜保育園</td> <td>30</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>大久保育園</td> <td>45</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> 児童数は平成16年4月1日現在	保育所名	定員	児童数	三机保育園	45	19	塩成保育園	30	6	川之浜保育園	30	15	大久保育園	45	14	公立保育所 (2カ所) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三崎保育園</td> <td>60</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>二名津保育園</td> <td>45</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> 児童数は平成16年4月1日現在	保育所名	定員	児童数	三崎保育園	60	56	二名津保育園	45	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、国や県の補助金廃止の動向を踏まえ、新町において調整する。</li> <li>施設の名称については、「保育所」に統一する</li> <li>新町において、保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討する。</li> </ul>
保育所名	定員	児童数																																												
伊方保育所	120	85																																												
九町保育所	30	32																																												
加周保育所	30	17																																												
豊之浦保育所	30	6																																												
大浜保育所	30	24																																												
保育所名	定員	児童数																																												
三机保育園	45	19																																												
塩成保育園	30	6																																												
川之浜保育園	30	15																																												
大久保育園	45	14																																												
保育所名	定員	児童数																																												
三崎保育園	60	56																																												
二名津保育園	45	21																																												
職員	所長 5名 保育士 23名 (うち正職員 17名) 調理員 10名 (うち正職員 3名) 合計 38名	園長 2名 保育士 8名 (うち正職員 8名) 調理員 4名 (うち正職員 1名) 代替保育士 2名 合計 16名	園長 2名 保育士 8名 (うち正職員 6名) 調理員 4名 (うち正職員 2名) 代替保育士 1名 合計 15名	参考：一般職員の身分の取扱い 伊方町、瀬戸町及び三崎町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。																																										
保育所運営費	平成15年度運営費の状況 ・支出総額 197,898千円 ・補助対象支弁額 194,839千円 ・国庫補助金額 36,224千円 ・県支出金額 18,112千円 ・保育料収入額 28,853千円 ・一般財源 114,709千円	平成15年度運営費の状況 ・支出総額 103,869千円 ・補助対象支弁額 96,056千円 ・国庫補助金額 14,340千円 ・県支出金額 7,170千円 ・保育料収入額 14,669千円 ・一般財源 67,690千円	平成15年度運営費の状況 ・支出総額 82,997千円 ・補助対象支弁額 59,779千円 ・国庫補助金額 18,418千円 ・県支出金額 9,209千円 ・保育料収入額 14,010千円 ・一般財源 41,359千円	平成16年度において、国庫補助金が廃止された。																																										

各種事務事業（人権対策事業）の取扱いについて

各種事務事業（人権対策事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年5月28日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（人権対策事業）の取扱いについて

- 1 隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。
- 2 人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成16年5月12日	合併協議会提案	平成16年5月28日
-------	------------	---------	------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	
事務事業・制度名	人権対策事業	担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	1 隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。 2 人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
隣保館事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図るため隣保館を設置する。</li> </ul> <p>【名称】 新川会館</p> <p>【所在地】 伊方町川永田乙481番地の1</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談及び生活改善指導に関すること。</li> <li>職業指導及び授産事業に関すること。</li> <li>保健衛生及び社会福祉事業に関すること。</li> <li>託児事業及び青少年の福祉に関すること。</li> <li>社会調査その他必要な事業に関すること。</li> </ul> <p>【運営費の補助】</p> <p>隣保館運営費等補助金(国1/2,県1/4,町1/4)</p> <p>基準額 6,697,000 円</p> <p>小規模地区対策事業 258,000 円</p>	事業未実施	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図るため生活相談員を設置する。</li> </ul> <p>【名称】 生活相談員</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談及び生活改善指導に関すること。</li> <li>職業指導及び授産事業に関すること。</li> <li>保健衛生及び社会福祉事業に関すること。</li> <li>託児事業及び青少年の福祉に関すること。</li> <li>社会調査その他必要な事業に関すること。</li> </ul> <p>【運営費の補助】</p> <p>隣保館運営費等補助金(国1/2,県1/4,町1/4)</p> <p>広域隣保活動事業 2,762,000 円</p>	隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。
人権擁護委員活動	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。</li> </ul> <p>【委嘱及び任期】</p> <p>法務大臣が委嘱し、任期は3年</p> <p>【委員の数】 町内 3名</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間(12月)における啓発活動の実施</li> <li>定期的な人権相談の開催(年9回) など</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。</li> </ul> <p>【委嘱及び任期】</p> <p>法務大臣が委嘱し、任期は3年</p> <p>【委員の数】 町内 2名</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間(12月)における啓発活動の実施</li> <li>定期的な人権相談の開催(年8回) など</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努めることを目的に人権擁護委員を設置する。</li> </ul> <p>【委嘱及び任期】</p> <p>法務大臣が委嘱し、任期は3年</p> <p>【委員の数】 町内 2名</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間(12月)における啓発活動の実施</li> <li>定期的な人権相談の開催(年6回) など</li> </ul>	人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。

そ の 他

## 学校給食センター改修等事業について

### 1 学校給食センター改修等事業の目的

・平成15年12月15日開催の第12回合併協議会において確認された調整方針に基づき、新町において町内全ての小中学校において給食が実施できるよう合併までに環境整備を行うことを目的に、学校給食センター及び小中学校の施設を改修し、必要な備品を購入して体制整備を図ることを目的とする。

### 2 改修等事業の実施内容及び事業費について

合併推進事業として国の支援を受けて行う事業(起債充当率90%、交付税算入50%)

工事又は備品購入の内容	概算事業費(見込)
<u>瀬戸町給食センターの改修及び備品購入</u>	<u>57,900千円</u>
(内訳) プラットホームの増設	1,000
蒸気配管取り替え	1,300
調理機器設置付帯工事	300
空調設備・合併処理浄化槽の設置	35,280
調理機器等の購入	15,500
給食配送車の購入	4,520
<u>伊方町給食センターの改修工事</u>	<u>17,096千円</u>
(内訳) 空調設備	9,363
シートシャッター新設	2,807
調理機器等の購入	4,926
<u>三崎町学校改修工事</u>	<u>9,400千円</u>
(内訳) プラットホームの新設等(5校)	9,400
合 計	84,396千円

町単独事業（財政支援なし）

工 事 又 は 備 品 購 入 の 内 容	概算事業費（見込）
<u>学校改修工事</u>	<u>4,202 千円</u>
豊之浦小・二見小ランチルーム	4,202
<u>給食センターの備品購入</u>	<u>11,531 千円</u>
（内 訳） 食器・食缶・配膳器具（三崎町分）	3,580
給食食器（伊方町全校分）	2,344
椅子・テーブル（伊方2校・三崎3校分）	5,607
<u>設計業務委託料</u>	<u>3,000 千円</u>
合 計	18,733 千円

### 3 事業の実施方法

3町の共同事業（合併推進事業）として、瀬戸町が幹事町（実施主体）となる。  
事業に係る経費については、3町で均等に負担するものとする。

区分	負担金の額 （千円）	財 源 内 訳	
		起債借入額	一般財源
各町負担額	34,376	25,300	9,076

事業は、平成16年度事業として学校の長期休暇期間中に実施予定。

### 4 その他

現在、合併推進事業として、国県との協議中であり、事業内容や概算事業費等については、変更の可能性が有ります。

その他

合併調印までのスケジュール

月 日	事 項
平成16年 4月27日 4月28日	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">第16回 合併協議会</div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">協議 →</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">新町建設計画修正案の事前協議提出</div>
5月28日	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">第17回 合併協議会</div> </div>
7月以降	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">第18回 合併協議会</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会議員の任期及び定数の取扱い</li> <li>・新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について</li> <li>・住民説明会</li> <li>・合併協議経過説明及び合併協定書(案)の内容説明</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     住民説明会                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議経過及び協議内容について</li> <li>・新町建設計画について</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     第19回 合併協議会                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定協議項目の最終確認</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     合併協定調印式                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定書調印</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     廃置分合の議決                 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(同日同文で統一)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃置分合について</li> <li>・財産処分について</li> <li>・議会の議員の定数に関する協議について</li> <li>・農業委員会の委員の任期等に関する協議について</li> <li>・地域審議会の設置に関する協議について</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                     愛媛県知事に廃置分合申請                 </div> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新町建設計画修正案の事前協議回答</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新町建設計画正式協議</div> <p style="font-size: small;">(異議がない旨の回答)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">新町建設計画協議回答</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">小委員会</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">&lt;計画決定&gt;</div> </div> </div>



## 第18回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第8回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第9回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第10回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第11回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第13回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 15:00~
第14回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 3月 5日(金) 14:00~
第15回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 3月26日(金) 14:00~
第16回	伊方町	伊方町民会館	平成16年 4月27日(火) 14:00~
第17回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 5月28日(金) 14:00~
第18回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 月 日( )